

危険物取扱者保安講習

Q1-1 受講申請書はどこで入手方法できますか

- A 県内各消防本部、当連合会、県消防安全課で配布しています。
ホームページからもダウンロードできます。申請書はダウンロードしてプリントアウトしたものを申請書としてお使いいただくことができます。A4 サイズ(横)実際サイズで印刷して下さい。

Q1-2 収入証紙はどこで買えますか。

- A 茨城県庁会計事務局会計管理課のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/chizu.html>

Q1-3 受講手数料は、県収入証紙によるものでなければなりませんか。

- A 受講手数料は、県収入証紙によるもの以外に、銀行振込も可能です。詳しくは、「令和5年度危険物取扱者保安講習会のご案内」(案内書)をご覧ください。

Q1-4 受講手数料の請求書を発行してもらえますか。

- A 請求書の発行は行っておりません。

Q1-5 講習の種別とはなんですか。

- A 「給油取扱所」は給油取扱所(移動タンク貯蔵所及び自家用給油所を含む)、「コンビナート」は石油コンビナート等災害防止法に関する特定事業所における危険物施設、「一般」は上記以外の危険物施設です。
なお、複数の施設で働いている場合は、主として従事している危険物施設で受講して下さい。

Q1-6 受付期間前に郵送した申請書はどうなるのですか。

- A 申請書は、受付期間内(受付期間内の消印があるものに限る)に簡易書留で郵送することになっているため、受付期間の最終日の翌日の消印があるものとして、会場に余裕がある場合に受け付けます。受付期間開始日以降の消印となるようご注意願います。

Q1-7 講習日の変更は可能ですか。

- A 受講日の前日午前中までにご連絡下さい。変更により新たに受講を希望する講習会については、希望する受講日の受付期間経過後会場に余裕がある場合は受け付けますので、受付期間最終日の翌日以降(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)9時から17時に当連合会へお問い合わせ下さい。
なお、受付期間を過ぎた場合でも会場に余裕がある場合は受け付けますので、当連合会にお問い合わせ下さい。

Q1-8 申請者の変更はできますか。

A 申請者の変更はできません。また、講習種類の変更もできません。

Q1-9 受講手数料を返してもらえますか。

A 受付時点で県収入証紙を消印しているので受講手数料はお返しできません。

Q1-10 保安監督者だけが受講すればよいのですか。

A 危険物取扱者免状をお持ちで、危険物取扱作業に従事している方は、全て受講対象者となります。

Q1-11 受講期限はどうなっていますか。

A ア 継続して危険物取扱作業に従事している方は、前回の受講日以後における最初の4月1日から3年以内となっています。

イ 新たに従事する方、または、再び従事することとなった方は従事することとなった日から1年以内となっています。

ウ 上記イの方のうち、従事することとなった日の前2年以内に免状の交付または講習を受けた方は免状交付日又は前回受講日以後における最初の4月1日から3年以内となっています。

Q1-12 受講しないとどうなるのですか。

A 消防法第13条の2第5項に基づく危険物取扱者免状返納命令運用基準により、4点の減点となる場合があります。

Q1-13 危険物取扱作業に従事していませんが、受講できますか。

A 危険物取扱者免状をお持ちであれば、受講できます。(受講義務はありません。)

対面保安講習に関するよくあるご質問

Q3-1 講習会当日は何を持っていくのですか。

A 受講票と危険物取扱者免状を持参下さい。

Q3-2 免状を紛失した、書換中で手元にない、当日忘れてしまった、受講できますか。

A 受講できますが、運転免許証の提示などで申請者本人であることを確認させていただきます。

Q3-3 受講票を紛失した、当日忘れてしまった、受講できますか。

A 受講できます。講習日に講習会場の「受付」で対応します。

Q3-4 免状の書換をしていませんが受講できますか。

A 受講できます。

オンライン保安講習に関するよくあるご質問

下記のほか、受講者マニュアルの「FAQ」、ネットラーニング社ホームページの「よくあるご質問」(<https://www.netlearning.co.jp/faq/index.html>) もご覧下さい。

Q4-1 スマートフォンでも視聴できますか。

A スマートフォンでも視聴可能です。その条件について、ネットラーニング社ホームページの「推奨環境」をご覧下さい
(<https://www.netlearning.co.jp/about/index.html>)。

Q4-2 パソコンにカメラが付いていないのですが、オンライン保安講習を受けることはできますか。

A カメラは不要です。お持ちのパソコンでオンライン保安講習が視聴可能であるかどうかは、Q4-1 の推奨環境をご確認ください。

Q4-3 複数人が一台のパソコンで視聴することはできますか。

A できますが、受講者一人一人にユーザ ID が付与され、ユーザ ID ごとに視聴したか否かが判断されるので、パソコンを使用する時間を調整して視聴して下さい。

Q4-4 複数人が一つのメールアドレスを使用することはできますか。

A できますが、各受講者宛てのメールが同一のメールアドレス宛てに人数分届きますので、その点についてご留意いただく必要がございます。

Q4-5 危険物取扱者免状に免状番号が記載されていないのですが、オンライン保安講習を受講することはできますか。

A 免状番号はシステムの必須入力項目なので、危険物取扱者免状の写真下に 12 桁の免状番号が記載されていない方はオンライン講習を受講することができません。受講申請までに書換えを行ってください。免状に免状番号が記載されます。

Q4-6 動画視聴の時間はどれくらいですか。

A テストの時間も含めて約 3 時間ほどですが、中断して最初から又は中断した箇所から視聴することができます。受講可能期間中（1 か月間）いつでも何回でも視聴することができます。

Q4-7 受講可能期間の初日に必ず視聴開始をしないとしないのですか。

A 必ずしも受講可能期間の初日（承認された日）に視聴する必要はありません。Q4-6 の回答をご参照ください。

Q4-8 コースを申し込み後、いつ承認されるのですか。

A オンライン講習の日程表に記載してある受講可能期間の初日に承認され、同時にその旨メールが届きます。承認されましたら直ちに受講可能となります。

Q4-9 テストには、合格ラインがあるのですか。

A テストは、各章ごとに数問出題されます。回答後、各設問に対して解説と正答が表示されます。合格すると次の章に進むことができます。不合格の場合、再度回答することができます。

Q4-10 受講修了後、これまで押されていた免状裏面の証印はどうなるのですか。

A 証印の代わりにシステムから受講証明書を発行し、免状と併せて保持して下さい。
なお、免状裏面に証印を押してほしい場合は

- 1 受講証明書
- 2 危険物取扱者免状
- 3 返信用封筒（基本料金＋簡易書留料金分の切手を貼り、住所・氏名を記載）

上記1から3を簡易書留で、下記宛て郵送して下さい。

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県防災・危機管理部消防安全課 危険物担当

TEL 029-301-2896

消防法に基づく危険物取扱者保安講習の受講について依頼文(名簿の加除訂正方法)

Q5-1 消防法に基づく危険物取扱者保安講習の受講について依頼文が届いたが、名簿はどのように管理されているのか

A 前年度末時点の当連合会の危険物保安講習受講履歴をもとに、従業員の方が継続して危険物を取扱っているものと仮定して作成しています。受講期限の注意喚起の意味で年に一度通知しています。

Q5-2 消防法に基づく危険物取扱者保安講習の受講について依頼文が届いたが、名簿に転勤、退職者が記載されているので訂正して欲しい。

A 名簿の取扱者氏名左側に×印を付けて下さい。(取り消し線を引かないで下さい。)

Q5-3 消防法に基づく危険物取扱者保安講習の受講について依頼文の名簿に新たな取扱者を追加したい。

A 茨城県で受講いただければ次回の名簿に載りますので報告の必要はありませんが、記載を希望する場合は、名簿の余白又は別紙に取扱者氏名、作業に従事することとなった日を記入のうえ、免状の表面の写し及び最終受講日がわかるもの(免状の裏面の写し又はオンライン受講証明書の写し)を添付して下さい。

Q5-4 消防法に基づく危険物取扱者保安講習の受講について依頼文が届いたが、施設の住所が変わっている、危険物施設を廃止している。

A 住所が変わった場合は変更後の住所を、危険物施設を廃止した場合は「廃止」と名簿の余白に記入して下さい。

Q5-5 消防法に基づく危険物取扱者保安講習の受講について依頼文を個人宛てに送付して欲しい。

A 現在危険物取扱事業所のみを送付で個人には送付しておりません。

送付先

〒310-0852

茨城県水戸市笠原町978番26

茨城県市町村会館2階

公益社団法人茨城県危険物安全協会連合会

FAX: 029-301-1060

メール: info@ibakiren.or.jp

名簿の加除訂正の記入例

310-0000
△△市○○○

貴事業所コード 201-0000

○○○(株)△△△支店 様 (危険物担当課扱い)
|||||

連絡担当者名 危険物 三郎

連絡先電話 000-000-0000

危険物取扱者保安講習受講者等履歴 (過去5年間)

貴所の過去5年間における本県保安講習の受講者等履歴は下記のとおりです。就職や退職等により、現在の危険物取扱者と一致していない場合があります。また、受講期限については、最終受講日以降貴所で引き続き危険物取扱作業に従事し、かつ、他都道府県の保安講習を受講していないものと仮定し、又は昨年度までに貴所から報告のあった内容に基づき記載しておりますので、参考としてお考え下さい。

貴所におけるすべての危険物取扱者について、保安講習の受講期限を今一度御確認願います。

なお、下記事項に誤りがございましたらお手数でも訂正のうえ、令和6年7月26日(金)までに郵送又はFAXで当連合会あて報告願います。誤りがない場合は、回答の必要はありません。

おって、下記に記載のない方も受講は可能ですので、追加記載の報告は必要ありません(受講後、次年度に記載されます)。

取扱者氏名	最終受講日	記 受講期限	免状番号
×危険物 太郎 様	R03/07/19	R07/03/31	1134 0000 0000
危険物 二郎 様	R03/07/19	R07/03/31	1084 1000 0000
危険物 三郎 様	R05/02/01	R08/03/31	1134 2000 0000

訂正方法

- 1 事業所名、氏名、日付等に誤りがある場合は、余白に訂正内容を記入して下さい。
- 2 転勤、退職等で取扱者ではなくなった場合は、氏名左側に×印を付して下さい(取り消し線を引かないで下さい。)
- 3 施設が廃止された、又は消防法に基づく危険物施設でなくなった場合は、余白に「廃止」と記入して下さい。
- 4 記載のない方について報告の必要はありませんが、記載を希望する場合は、余白又は別紙に氏名、危険物取扱作業に従事することとなった日を記入のうえ、免状の表面の写し及び最終受講日がわかるもの(免状の裏面の写し又はオンライン受講証明書の写し)を添付して下さい。

取扱者追加

危険物 四郎 令和6年4月1日

危険物取扱者免状
表面の写し

危険物取扱者免状
裏面の写し
又はオンライン受
講証明書の写し